相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市長船町東須恵一二三三番地
最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町尾張一三二
七番地四　　被相続人　亡　野中　弘
一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
一　右記相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から一箇月以内にお申し出がないときは弁済から除斥
ます。
平成二十二年八月十一日
事務所岡山市中区住吉町一丁目五番地
相続財産管理人　弁護士　竹内　俊二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市吉舎町數地二二二〇番地、
〇二後の住所広島市南区大州三丁目七番二一二
号　　被相続人　亡　中島　正則
一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
一　右記相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
ます。
平成二十二年八月十一日
広島市安佐北区口田一丁目一九番一六号
相続財産管理人　松原　佐江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市東方町甲一二六四番地、最
後の住所本籍に同じ　　被相続人　亡　野中　弘
一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
一　右記相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
ます。
平成二十二年八月十一日
愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号
相続財産管理人　河渕　孝幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市中野町甲四二八番地、最後
の住所松山市中野町甲一七七番地二　　被相続人　亡　高橋清太郎
一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
一　右記相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
ます。
平成二十二年八月十一日
愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号
相続財産管理人　河渕　孝幸

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年８月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①宗教法人岩手県神社庁　②第三種旅行業　③岩手県知事登録旅行業第３－85号　④宗教法人岩手県神社庁　岩手県盛岡市八幡町13番２号　代表役員庁長　西舘勲　⑤岩手県神社庁　岩手県盛岡市八幡町13番２号　⑥昭和57年３月31日　⑧平成22年４月１日　⑩300万円　⑪岩手県知事　⑫岩手県盛岡市八幡町13番２号　宗教法人岩手県神社庁　代表役員庁長　西舘勲

Ｂ　①有限会社ジェイ・ユー・ティー・ミレニアム　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－657号　④有限会社ジェイ・ユー・ティー・ミレニアム　栃木県宇都宮市平出町5639番地　取締役　ボーリンユーリー　⑤本社営業所　栃木県宇都宮市平出町5639番地　⑥平成20年11月７日　⑧平成22年７月14日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫栃木県宇都宮市平出町5639番地　有限会社ジェイ・ユー・ティー・ミレニアム　取締役　ボーリンユーリー

Ｂ　①株式会社ＯＴＴ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6050号　④株式会社ＯＴＴ　東京都中野区大和町三丁目７番３号　代表取締役　川上高幸　⑤ジェイワン旅行事業部　東京都中野区大和町三丁目７番３号　⑥平成20年６月17日　⑧平成22年７月２日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中野区大和町三丁目７番３号　株式会社ＯＴＴ　代表取締役　川上高幸

Ｂ　①アニマルワン株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5557号　④アニマルワン株式会社　東京都世田谷区玉川台二丁目21番14号ＫＹ用賀ビル３Ｆ　代表取締役　木村臣宏　⑤本社営業所　東京都世田谷区玉川台二丁目21番14号ＫＹ用賀ビル３Ｆ　⑥平成17年１月19日　⑧平成21年４月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都板橋区仲町41番４号パーソネージュ中板橋303　アニマルワン株式会社　代表取締役　若林良

Ｂ　①有限会社ＤＡＩＫＯＫＵ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5351号　④有限会社ＤＡＩＫＯＫＵ　東京都中央区八重洲一丁目７番20号　代表取締役　松藤大志　⑤本社営業所　東京都中央区八重洲一丁目７番20号八重洲口会館７階　⑥平成15年７月10日　⑧平成22年７月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区八重洲一丁目７番20号　有限会社ＤＡＩＫＯＫＵ　代表取締役　松藤大志

Ｃ　①イクシムトラベル　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－519号　④イクシム有限会社　東京都中央区銀座１－20－11　代表取締役　廣瀬慎治　⑤イクシム有限会社トラベル事業部本店営業所　長野県下高井郡野沢温泉村豊郷横落9258－８　⑥平成17年１月20日　⑨平成22年７月28日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫長野県下高井郡野沢温泉村豊郷横落9258－８　イクシム有限会社　代表取締役　廣瀬慎治

無縁墳墓等改葬公告

鳥羽墓地整備事業に係る無縁墳墓等について改葬することとなりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
一、平成二十二年八月十一日
二、墳墓等所在地　大阪府茨木市宿久庄四丁目一二五番地
二、墳墓等の名称　茨木市宿久庄鳥羽墓地
三、死亡者の本籍及び氏名　不詳
四、改葬を行おうとする者　大阪府茨木市宿久庄四丁目七番六号　茨木市宿久庄鳥羽墓地整備準備会　久保　洋史